

多民族国家 シンガポールを垣間みて



イギリスに植民地化された1819年、シンガポールの住民は150人ほどだった。200年後の今日、約550万人（外国人居住者含め）となり、ほとんどの人が19世紀以降の移民の末裔。

マレーシアとインドネシアに挟まれた、マレー半島南端の国。その名は、サンスクリット語で「ライオンのまち」。東京23区より少し広い面積。アジア太平洋地域でいちばん高い人口密度。外国人比率は約39%。観光客は人口の約3倍に及ぶ。本誌トピックス（P.50）で、シンガポールの多民族国家、海外労働者問題について紹介している。

“FINE CITY”と呼ばれるシンガポールには、快適さとは別に、「罰金」という意味もある。



シンガポールは、原則として国民が給料の2割（個人が20%、経営者が17%で計37%）を、CPF（Central Provident Fund：中央積立年金）と呼ばれる強制貯蓄制度によって、国の管理下にある個々人の口座に積み立てることが義務付けられている。

この制度は老後対策の貯蓄としてはじまったが、年金、医療、住宅購入など国が認める用途に限って引き出せる。個人ごとに貯め、個人ごとに使う。しかし、その貯蓄積立の範囲内で支払えない、とくに医療費などでは、差額を埋める「メディファンド」という制度もある。

写真は、チャイナタウンのビル高層階にある図書館で昼間を過ごす高齢者。

シンガポールでは、高校卒業時から大学を卒業するまでのあいだに、男性には2年の兵役義務がある。家賃が高く、保育料も、半日で月10万円を越すところも多い。待機児童という事情はないが、両親が働き支払い能力があるか、祖父母世代に頼るしくみが常態化している。祖父母の近くで公営住宅を購入する場合の割引制度などもある。

公営住宅は永住権をもつ者の購入は認められているが、外国人は認められていない。また、メイド制度が残っており、フィリピン、インドネシア、ミャンマーから、メイドを月5～6万円程度で雇う優遇制度もある。写真はベイサングの美術館周辺を散歩する保育園児たち。



夜のシンガポールをトライショー（人力車）で観光した。中心街のブギス地区のアルバートセンターから出発。30分程度だが、颯爽とした雰囲気味わえる。もともと、日本の人力車が中国、台湾へ広がり、東南アジアにも伝わったもので、華人が持ち込んだと言われている。

シンガポールに行かれたら、ぜひ、体験されてみてはどうだろうか。なお、直接出発地で申し込むと大人1人39シンガポールドルで乗れる。観光業者に頼むとけっこう高い。

(写真・文 下野祇園)



【ひろばトーク】

子どもの権利が守られる社会をめざして 堀川 愛 6

福祉のひろば

2019年7月号

●特集● 母子家庭の生活と願いに向き合う

ママが幸せなら子どもも幸せ 寺内 順子 10
——シングルマザーをひとりぼっちにしないために

【シンママさんたちの座談会】

ひとりじゃない——助けて！ と言えるまで 20

お母さんと子どもを一緒に支える「母子生活支援施設」で
聞きました 申 佳弥 30

特集の取材をおえて 申 佳弥 37

データからみる母子世帯の概況 高倉 弘士 38

●トピックス●

子どもたちの命と向き合って
——大津市・園児死傷事故をうけて 濱 和子 42

留学生にホームヘルパーの仕事の醍醐味を伝える
藤原 るか 46

四方山話 シンガポール・チャイナタウンに一週間投宿
下野 祇園 50

『されど 相澤與一』出版案内 55

連載「阿修羅がゆく」がはじまります！ 56

総合社会福祉研究所会員のつどい 案内 57

第25回社会福祉研究交流集会 案内 58

●連載●

相談室の窓から
S男さんの心配ごと（その3） 青木 道忠 64

育つ風景
保育者を変えた子どものひとこと 清水 玲子 66

ひととしてあたりまえに生きたい
手話サークルをとおしてろうあ問題を考える 清田 廣 68

映画案内
『生きる』 吉村 英夫 70

現代の貧困を訪ねて
改元と生活困窮 生田 武志 72

似らすとれーしょん道場 似顔絵まんがアート
第一印象！ツカミはオッケー？ ラッキー植松 74

ホームレスから日本をみれば ありむら潜 76

花咲け！ 男やもめ 川口モトコ 77

●表紙の絵●
神門やす子



みんなのポスト 62 / 福祉の動き 78 / 今月の本棚 81 /

●グラビア● 多民族国家シンガポールを垣間みて

子どもの権利が守られる社会をめざして

あい愛さん
ほりかわ堀川

こどものみかたプロジェクト事務局長
沖縄県子ども総合研究所 所長

全国の子どもの貧困率が七人に一人なのに対し、沖縄の子どもは三人に一人が困窮状態にあります（二〇一五年沖縄県調査より）。

沖縄の県民所得は全国平均の約七割と言われていますが、実際にこちらで暮らしてみても、私自身の手取りは、東京時代のころのそれよりも、三分の一へと激減しました。

正社員であつても二〇万円を超える仕事を見つけないのはむずかしく、シングルマザーともなると、そのきびしさはいっそう増します。パート非正規の時給が九〇〇円と仮定し（沖縄ではこれも高いほうです）、これで一日八時間働いても七二〇〇円。月に二〇日出勤しても一四万四〇〇〇円にしかありません。二二日出勤でも、一五万八四〇〇円。フルタイムで働いてもこの状況です。ここから社会保険料などが天引きされ、手元には一三万円弱が残るか残らないか、というのが実際のところでしょう。

おおかたのシングルマザーのみなさんは、パートか非正規に従事しています。そうなると、子どもが急な病気でお休みすることになればその分賃金は減りますし、先日のような大型連休では手取りはいっときに激減し、あつという間に生活が困窮します。これは全国どこでも同じことが起こっていたことでしょう。

ちなみに、正社員であつても事務職であれば、月給一六万円程度が相場なので、正規・非正規のどちらでもきびしいことには変わりはありません。

「沖縄は給料が安くても、物価が安いからなんとかなるんでしょ？」と言われることも多々ありますが、実際はそうではありません。人口が集中している那覇市の消費者物価指数



ほりかわ あい

味の素株式会社、株式会社オリエンタルランドでの勤務、フリーランスライターを経て、2013年から現在まで沖縄大学地域研究所 特別研究員とともに、2014年からは沖縄県子ども総合研究所 所長もつとめる。2018年には「こどものみかたプロジェクト」を立ち上げ、共同代表として子ども緊急シェルターの運営・支援相談をスタートさせる。沖縄県子ども調査（小中学生）アンケート（2015）、沖縄県子どもの貧困率算出（2015）、沖縄県高校生調査アンケート（2016）、沖縄県未就学児調査アンケート（2017）などの調査に関わり、『沖縄子どもの貧困白書』（2017年、かがわ出版）を出版。

は、全国平均より高いのです。さらに沖縄の地価は年々上昇しており、それにともない家賃もどんどんあがってきています。南国であたかくて、物価が安くて家も安く住めて、というのは残念ながらイメージ上の話でしかないのです。

ひとり親世帯で養育費をもらっている割合も、全国よりも低くなっています。所得が低い方が多く、支払い能力自体がないことも理由ではありますが、沖縄だけでなく、そもそも離婚家庭の養育費問題については、当事者間の協議や取り決めだけではどうにもならないことを痛感します。

今後養育費は、保護者の離婚時の給与額から算定するのではなく、第三者機関が物価スライドなどをきちんと踏まえたうえで、子どもの成長にかかる一般的な費用を算出し、毎月の養育費を算定すべきです。その養育費が所得に見合わないのであれば、保護者に貸し付ける制度やしくみなどをつくり、子どもが保護者の現在の所得に関わらず、安心して育つしくみをつくっていくべきだと考えます。

この四月に立ち上げた「こどものみかたプロジェクト」では、子どもの権利をきちんと守れる社会づくりをめざし、こうした養育費問題にもとりくみ、活動を展開しています。

子どもたちが安心して笑顔で育っていける社会づくりのために、ひとり親でも安心して生活できるために、私たちにできることを一つひとつついでいねいに、これからも日々邁進まいしんしていきます。

『紙のピアノ』が流れてきた 母子家庭の生活と願いに向き合う

数年前に飛行機内でイヤホンから『紙のピアノ』という歌が流れてきました。第三六回日本作詞大賞最優秀新人賞受賞作品（二〇〇三年）で、佐野源左衛門一文さのげんざえもんいちもんの作詞、伊藤薫の作曲で、川野夏美の歌です。同じ二〇〇三年には、フジ子・ヘミングが松永順平原作で『紙のピアノの物語』というタイトルの絵本を講談社から出しています。

両方とも、母子家庭でピアノが買えないがピアノがほしい、ピアノを弾きたい、という少女の思いを母親が受け止めて、紙に鍵盤を描いて、少女が奏でるとい話です。歌は、母子家庭の生活のきびしさと優しい母親の愛情が溢れた詩でした。絵本のほうでは、紙の鍵盤に涙が落ちると音が鳴る、というものでした。しかし、歌のほうは、実際には鳴らないが、私だけには聴こえていたと。それは母の声だという。

紙のピアノの歌は私の記憶として残り、いつか本誌の特集で、母子家庭の願いや思い、見守りや支え、制度から遠ざかっている人たちを制度に結びつけ、同時に、実際に抱えている問題を一緒に考え、向き合っている活動を掲載したいと考えていました。今回の企画は、その思いを、四月から編集に復帰した申佳弥が担当し、具体化して、この問題に向き合っている、苦闘し、協働している人たちに登場していただき、特集として出せることになりました。ご協力いただいたみなさんに、本当に感謝申し上げます。

先日テレビ番組で、子どもの非行問題について、ある脳科学者が「ドラッグをしない」「人を傷つけることをしない」「憲法を守る」、この三つのことが大事ではないかとコメントしていました。「憲法を守る」と言い切るのは重要ですが、憲法から権力を拘束するものであり、本当は、国家が守らなければならないのです。憲法に何が書かれているか、国民がしっかりと共有しなければならぬのはとうぜんです。しかし、現実社会は憲法から乖離かいりしていることが多く、むしろひろがっています。

本年三月号まで、「『助けて！』って言ってもええねんで！」（徳丸ゆき子）を連載してきました。助けて！と主張し、訴えることはあたりまえの権利なんです。子どもが安心して安全に生きるって、過ごせるって、あたりまえの権利なんです。日本国憲法では。

しかし、国家権力が憲法にまともに向き合わず、主権はどこ？ と思われるようなことをしているようでは、母子の生活や母親の就労はまともには解決しません。だからといって、耐え忍ぶのではなく、主権在民の、無差別平等、最低生活保障、社会保障の国家責任の原則をしっかりと果たさせるねばり強い運動と、疎外された生活を社会が放置せずに、協働する活動を止めるわけにはいかないのです。自己責任と世帯孤立を強いられる母子の生活に寄り添い、灯りをともす人たちの灯台の存在は欠かせません。

（編集主幹）